

阿倍野地区募金会配分審査委員会 規程 施行細則

阿倍野地区募金会配分審査委員会規程第9条に基づき、助成に関する施行細則を定める。

(助成対象)

第1条 阿倍野区内を活動範囲とする団体が行う非営利かつ地域福祉を目的とした事業とする。

(助成申請)

第2条 助成を受けようとする団体は、共同募金配分金事業助成金交付申請書(以下「申請書」という。)に所定の事項を記載して阿倍野地区募金会会長(以下、「会長」とする。)に提出する。

2 申請上限額は、年間1事業につき15万円までとする。ただし、1領域(※別表1を参照)につき2事業まで、かつ1団体につき2領域まで申請可能とする。また、事業規模および参加者数等により会長が特に認める事業についてはこの限りではない。

3 助成申請の募集については、あらかじめ阿倍野区民を対象に周知する。

(助成を受けようとする団体の責務)

第3条 助成を受けようとする団体は、前条第1項に規定する申請書のほか、次の書類を提出しなければならない。ただし、会長が特段の事情があると認める場合は、省略または援用することができる。

- (1) 定款、会則等
- (2) 役員名簿
- (3) 団体全体の収支決算書・収支予算書
- (4) 事業計画・事業報告
- (5) 事業予算書

2 助成を受けた団体は、事業終了後速やかに精算報告書につき各号に定める書類を添付して、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 支出証憑書類(領収書等)
- (4) 共同募金会の助成を受けて事業実施する旨を周知した広報製作物(チラシ等)

3 助成を受けた者は、共同募金会の助成を受けて事業実施する旨を、プログラム、ポスター、チラシ、機関紙、広報紙等への掲載、掲示板等への掲出等の手段により、区民に周知しなければならない。

(助成の対象外)

第4条 次の各号に該当する事業や経費は助成対象としない。

- (1) 助成以外の事業収入により事業執行が可能な場合
- (2) 構成員の互助共催のみを目的とする事業
- (3) 政治活動・宗教活動・営利を目的とした事業
- (4) 飲食代金等個人の消費に帰着する経費
- (5) 目的が明らかでない事業、または事業の名称のみの事業
- (6) 経営の基礎、管理の状況が信頼性に乏しく社会の要望に沿えないと認められる事業
- (7) その他、委員長が不相当と認める事業

2 前項各号にかかる審査は、社会的規範等を斟酌しながら委員会が行い、委員長が決定する。

(通 知)

第5条 助成を行う場合、会長は助成が決定した団体に事前に通知しなければならない。

(助成の取り消しと返還)

第6条 助成を受けた団体が、次の各号に該当するときは、助成金額の全部または一部について取り消すものとする。

- (1) 事業の全部または一部を実施しないもの
- (2) 事実と相違した申請または虚偽の申請をしたもの
- (3) その他、委員長が不相当と認めたもの

2 前項各号についての審査は、社会的規範等を斟酌しながら委員会が行う。軽微なものについては、委員長が専決する。

3 前項の決定を受けた者は、委員長が指定する金額、方法及び期限により、返還しなければならない。

※別表1

この施行細則における「領域」とは、以下の表のとおりとする。

領 域 名	対 象
福祉育成・援助活動	主に阿倍野区内の区民全般
高齢者福祉活動	主に阿倍野区内の高齢者とその家族
障がい児・者福祉活動	主に阿倍野区内の障がい児・者とその家族
児童・青少年福祉活動	主に阿倍野区内の児童・青少年とその家族

附 則

この施行細則は、令和6年5月1日から施行する。